

令和5年度 第2回 文化財保護委員会会議録

■日時:令和5年12月17日(日)13時30分から16時30分

■場所:宮代町郷土資料館 2階会議室兼資料取扱室

■出席者:島村圭一委員長、新井浩文委員、青木秀雄委員、
中村豊委員、荒木謙勝委員、柿崎孝慈委員
横内美穂主査、久米美夏主事、長瀬英俊主事

■欠席者:中村 誠二副委員長、長谷川 清一委員

■傍聴者:0名

会議次第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 題

- (1) 視察結果に対する意見交換
- (2) 新規指定文化財候補に関する資料の指定及び建議
- (3) その他

4 その他

- (1) 宮代町文化財保存事業費補助金交付要綱の改正について
- (2) 令和6・7年度文化財保護委員の募集について
- (3) 資料館グッズ第2弾の頒布開始について

会議概要

- 視察結果に対する意見交換
- 新規指定文化財候補に関する資料の指定及び建議
- その他

会議録

横内主査 令和5年度第2回文化財保護委員会会議をはじめさせていただきます。開会にあたりまして、委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。島村委員長、よろしくお願いいいたします。

島村委員長 【あいさつ】

横内主査 ありがとうございます。では議題の方に移りたいと思います。議事進行につきましては、宮代町文化財保護委員会規則第9条の規定によりまして、島村委員長にお願いいいたします。

島村委員長 よろしく願いいたします。
まずは、本日行った視察について、気づかれたことやなどについての御指摘を
いただければと存じます。自由なご意見いただきたいと思いますので、よろし
くお願いいたします。

島村委員長 道仏のお稲荷さんは、過去そんなに調査をしていないので、これから調査、と
いうことになると思います。建物は享保15年(1730年)ころの建立ですかね。
思ったより古いですね。300年近く経っているもので、彫刻もそのころですか
ね。
町内の社殿で、建立の年代がわかっているものとしては、五社神社、姫宮神
社の次くらいですかね。

青木委員 そうですね、姫宮神社は正徳5年ごろですね。
島村委員長 あと年号がわかっているものはないですね。
横内主査 稲荷神社は、昭和35年に修理が行われたという古文書が少しだけ岩崎文書
にあります。

青木委員 町内では金原稲荷神社が寛延年間でしたっけ？
島村委員長 そう考えると貴重なものでありますし、彫刻なども気を付けてみていかなけれ
ばならないかなと思います。他に彫刻があるとすれば姫宮神社でしょうか。

横内主査 先日身代神社の調査をしましたが、覆屋の中に入っている本殿にも、古そうな
彫刻がありました。年代等は確定できませんでしたが、脇障子にも菖蒲の彫刻
がありました。

島村委員長 建物自体は昭和30年代ごろでしたか。建替え工事を行うとのことで、中の本
殿は保護されるとのことですか？

中村委員 前の神職がなくなって、明治に作ったものがどういう形で作られたかはわから
ない。おそらく今と同じような形で、本殿があるところとお参りするところを別
にして、廊下でつなぐということだったと思います。

新井委員 道仏稲荷神社は、本殿に近づいての調査はできますか？
横内主査 事前にお話すれば大丈夫だと思います。
新井委員 できれば近くで調査をさせていただきたいです。また、久喜市も寺社彫刻を調
査しているので、情報をもった方がいいと思います。
今日の吉羽天神社を選んだ理由は何ですか？

横内主査 神社彫刻の参考事例として、移動距離と時間の関係と、日の陰りを考えたう
えで選びました。本来なら、久喜市の指定文化財である菖蒲神社も考えまし
たが、そこだ行って帰って終わりになってしまうので。

新井委員 神社彫刻を指定とするならば、調査をしたうえでやっていただきたい。久喜市
は菖蒲や栗橋も含めてかなりの神社の研究結果を持っているので、情報をも
った方がいいかと思います。

島村委員長 近隣だとどうですか？春日部市は？

新井委員 春日部はわからない。

横内主査 このあたりで指定文化財クラスとなると、幸手か菖蒲になります。

新井委員 栗橋の一部も。菖蒲は作者もわかっている。

島村委員長 そのあたりも含めて、調査と研究ができれば。また、何かあってなくなってしまうこともありうるので目配りをしていくことが必要だと思います。

横内主査 柿崎さんの地元はいかがでしょう？

柿崎委員 保存と活用の推進を考えた時に、所有者の努力だけでは文化財の維持や継承は困難であろうと思いました。文化財保護法に定められたことに従って、保存と活用を考えた際、現状の文化財の保護については、地域振興とか産業振興などを文化財に活かしていくということ、保存については日常的な管理や修理に当然お金がかかる。なので、その点について、本当に予算だけで賄えるのかも考えています。

活用についても、文化財の公開に関する活用あるいは鑑賞や学術的な利用等が挙げられると思いますが、これらのなかで維持管理活用等々について、どんなにふうになっていくのかと思っています。

島村委員長 文化財については、指定されていないと行政は手が出せません。神社など宗教法人の場合は氏子さんたちで管理していくとなりますが、そうなった場合、やはり、先ほど柿崎さんがおっしゃったように所有者だけでは難しいと。私たちにできるのは、まずこの文化財が地域にとって貴重なものであると啓発していくことだと思います。

柿崎委員 文化財について、活用ができるのかどうか。例えば街づくりの一環で宮代町の指定文化財が貢献できるのかも含めて広範囲に考えていく必要があるかなど。

島村委員長 視察で伺った神社については、引き続き注視し、また、内部の調査をさせてもらう方向で進めていただきたいと思います。

島村委員長 続きまして、「新規指定文化財候補に関する資料の指定及び建議指定文化財候補について」です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 **【新規指定文化財候補の説明】**

島村委員長 どこまでを指定文化財にするかについて、事務局案の確認を行っていきたいと思います。

まず「獅子」の方から。草履以外の4点です。草履は消耗品なので、登録せず、獅子頭とジバン・ハカマ、それから太鼓とバチですね。この内容でいかがでしょうか？よろしいでしょうか。それでは、この内容で進めていただきたいと思います。

次は4人の「ひょっとこ」ですが、これも草履と竹箒が消耗品ということで、必要に応じて買い替えていたんですよね？

青木委員 そうです。草履の形状とかの定めはなかったのかな？

横内主査 その点は確認できていません。

島村委員長 その確認していただいて、あとはこの内容で進めていただければと思います。
よろしいでしょうか？

 次は「天狗」ですね。天狗も草履以外の一式を指定ということでいかがでしょうか。

横内主査 この中で御幣が手に持つ用と置く用の2つあったような気がします、どうだったでしょうか？

荒木委員 そこまでは定かじゃないです。

横内主査 時代が分かれているかもしれないので、そうであれば、2つ指定の方が良いか
と思います。

青木委員 舞の中で御幣を手にもつのがなかったでしたっけ？

横内主査 それを天狗が持っていたかどうかが定かではない。

荒木委員 あれは、鷲宮神社の祭事の時にも使っていたと思いますので、おそらく共用し
ていたような気がします。はっきりとはわかりませんが。

横内主査 お使いになっていると消耗が心配ですね。今度の正月にお集まりになるときに、
確認いただけますか？

荒木委員 わかりました。

中村委員 質問ですが、これは指定後、現地に残す形になりますか？

横内主査 それは今後の調整次第です。預かってほしいという申し出があれば、館の方
でお預かりします。

島村委員長 それでは次は「笛・太鼓」ですが、浴衣や角帯は個人物ではないんですよね？
それ以外のタスキ、笛、太鼓・バチの3点ということでよろしいですか？

 次が「花笠」ですが、こちらは幕以外の2点ですね。次の「万灯」も同じようなこ
とになっていますが。これはよろしいですか？

新井委員 幕は新しいものですか？

横内主査 花笠の幕は新しいものではないのですが、問題は万灯の幕に中国のお土産を
つけてしまっている。

島村委員長 花笠の幕は新しいものじゃなかったでしたっけ？

荒木委員 あれはセットでも私は良いかと思いますが、花笠の竹ひごと花は必要に応じて
新しいものを買っているのです、これは登録してしまうと問題かと。

島村委員長 では、竹ひごと花は除外して、幕は、比較的新しいものもあったと思いますが、
セットで保存ということにしましょう。

 「新獅子」につきましては、新しく作ったものなので、指定はせず、ある、とい
うことを把握しておきましょう。

荒木委員 1つ気になっているのが、獅子舞踊りは町内を歩くものと、戻って来てから笛や

太鼓のある拝殿で座ってやるものがあると思いますが、その時に太鼓を置く台があると思いますが、それも指定したほうが良いんじゃないかと思います。

新井委員 それは分類としては笛の方になりますかね。太鼓とバチと台を含んでいる。

柿崎委員 1つ疑問点があるんですが、獅子の太鼓とバチがあって、笛でも太鼓とバチがありますが、それぞれセットだと思うんですが、太鼓が資料館でバチが現地にあるのは、あえて分けているんでしょうか？

横内主査 現状がこの状態であるということです。

柿崎委員 太鼓とバチはセットの方が良いのでは？

島村委員長 その点については、所有者さんのご意向もあると思いますので、そちらとも協議をしながら進めていきたいと思います。

指定文化財候補の中身については、この内容でよいでしょうか？では、この内容で進めていただきたいと思います。

今後の流れとしましては、事務局の方で調書を仕上げただいて、2月の教育委員会の会議に諮るという形になります。

横内主査 附(ついたり)で獅子舞の古文書を指定するかどうかについても、ご審議お願いいたします。

島村委員長 何かご意見ございますか？

横内主査 この古文書は柴崎家文書にありますので、獅子とは少し離れた場所に保管されています。

島村委員長 獅子舞の附の歴史資料として指定するのかという所ですね。

新井委員 氏子さんたちがそれを了承するかどうか。

横内主査 そもそも氏子さんたちが、この古文書があるのを知っていたかが不明です。

新井委員 氏子さんたちが了承するなら問題ないと思うが、古文書が他にないのか、他のお家にはないのかを確認したほうがよい。そうしないと、一部だけを抜き取って指定ということになってしまう。

横内主査 獅子舞の調査の時には古文書のお話はされていると思います。そこで確認できなかったということは、持っているお宅は確認できなかったということだと思います。

荒木委員 今の鷲宮神社の総代も2年交代で行っているくらいなので、こういう古文書があることも知らない可能性がある。

新井委員 逆にこれが明らかになることで、認識してもらう機会かもしれないですね。これは寄贈ですか？

横内主査 寄贈です。

島村委員長 散逸の危険はありませんが、せっくなので獅子舞を理解するための文書ということで指定する。附で考えていくという方向でいかがでしょうか？

新井委員 種別でいうと古文書になる。これだけを抜き取って指定する方法は今までやっ

てこなかったので、それが良いかどうかだと思います。

島村委員長

本当に必要で指定するなら、後からでも可能ですので、このような古文書がありますということで残しておいて、他からも出てくるかもしれないので、様子を見るということにしたいと思います。

それでは、その他について、事務局からよろしくお願いします。

事務局

【その他の説明】

【会議終了】